

広島県内投資促進助成要綱

平成28年4月1日 制定

平成30年4月1日 一部改正

平成31年3月26日 一部改正

(趣旨)

第1条 県は、活力ある産業の集積、雇用機会の拡大及びイノベーションの創出を図り、もって広島県産業の継続的な発展と県民生活の安定に資するため、広島県内で先端・成長分野に関する製造・研究開発等の事業に係る設備投資を行う者等及び本社機能を広島県内に移転する者に対し、広島県内投資促進助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 先端・成長産業集積事業 別表第1に掲げる技術分野に関する製品若しくはその部材の製造の用に供するため、工場若しくは当該技術分野に関する試験研究施設（設備を含む。以下「先端工場等」という。）を設置し、又は既存の工場等において設備を新設し、増設し、若しくは更新（以下「新設等」という。）する事業をいう。
- (2) 先端・成長研究開発集積事業 別表第1に掲げる技術分野に関する製品若しくはその部材の製造の用に供するため、当該技術分野に関する研究開発施設若しくは研究開発から量産に係る一連の施設（設備を含む。以下「先端研究開発施設等」という。）を設置し、又は既存の施設等において設備を新設等する事業をいう。
- (3) 大規模産業集積事業 別表第2に掲げる業種に属する事業又は建設される事業場（設備を含む。以下同じ。）の所在地を管轄区域とする市町（以下「地元市町」という。）の産業振興を目的とした補助金等（補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金をいう。）であって、設備投資に係るもの（土地に係るものを除く。以下「市町補助金等」という。）の交付の対象とされている事業の用に供する事業場を設置し、又は既存の事業場において設備を新設等する事業をいう。
- (4) 産業集積事業 別表第2に掲げる業種に属する事業又は地元市町の市町補助金等の交付の対象とされている事業の用に供する事業場を設置し、又は既存の事業場において設備を新設等する事業をいう。
- (5) 企業人材転入事業 別表第2に掲げる業種に属する事業又は地元市町の市町補助金等の交付の対象とされている事業の用に供するため、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第7条各項に規定する特定業務施設（以下「本社機能」という。）のうち研究開発部門を除く業務施設を広島県外から広島県内に移転する事業をいう。

- (6) 研究開発機能拠点化事業 別表第2に掲げる業種に属する事業又は地元市町の市町補助金等の交付の対象とされている事業の用に供するため、本社機能のうち研究開発部門に関する業務施設を広島県外から広島県内に移転若しくは広島県内に新設する事業をいう。
- (7) リース事業者等 県又は県土地開発公社と土地売買契約を締結するリース業者、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社その他の企業立地を支援する事業者であって、当該土地売買契約に係る土地又は当該土地に設置された先端工場等又は事業場（以下これらを総称して「事業場等」という。）を運営主体となる者に賃貸することについて、県又は県土地開発公社が承認したものをいう。
- (8) 新規雇用常用労働者 この要綱により助成金の交付を受ける事業の実施に伴って事業場等に新たに採用され、継続して常時雇用される労働者（これらの事業を行う者の従業員であって、これらの事業の実施に伴って県外の事業場等から新たに転入する者を含む。）をいう。
- (9) 研究開発者 この要綱により助成金の交付を受ける事業の実施に伴って設置される研究開発部門に関する事業場に従事する労働者をいう。
- (10) 中小企業者 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第3条第6項のいずれかに該当する事業者をいう。
- (11) 設備投資額 この要綱に定める事業についての建物及び設備等の購入代金の額、建設請負代金の額、建物以外の所有権移転ファイナンス・リース取引（法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引であって法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第48条の2第5項第5号イに該当するリース取引をいう。以下同じ。）の元金の額又は所有権移転ファイナンス・リース取引に準じると知事が認める取引に係る費用の額から、公租公課その他知事が別に定めるものを除いた額の合計額をいう。
- (12) 初期コスト 企業人材転入事業についての建物及び設備等の購入代金の額、建設請負代金の額、事業所等改修代金の額又は事務機器等のリース代金の12か月分をいう。ただし、土地の取得に要する費用を除く。
- (13) 人材確保経費 この要綱に定める事業について研究開発者として新たに採用する労働者の人材紹介手数料や外国人研究開発者の採用に係る費用等の額から、公租公課その他知事が別に定めるものを除いた額の合計額をいう。
- (14) 固定資産税評価額 この要綱に定める事業により取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋及び同条第4号に規定する償却資産に課される固定資産税の同法第1条第1項第6号に規定する納税通知書に記載される課税標準額をいう。
- (15) 中山間地域 広島県中山間地域振興条例（平成25年広島県条例第44号）第2条第1項に規定する中山間地域をいう。

- (16) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社をいう。
- (17) 県営産業団地等 県又は県土地開発公社が造成し、産業振興を目的として分譲する団地をいう。
- (18) 同一敷地 原則として連続した一区画内の土地をいい、土地が道路、河川、鉄道等を隔てて直ちに隣接している場合にあつては、これらの土地は、同一敷地とみなす。ただし、県営産業団地等にあつては、県又は県土地開発公社と新たに締結する土地売買契約に係る土地とこれに隣接する土地は、同一敷地とみなさない。
- (19) 同一プロジェクト 研究開発若しくは研究開発から量産に係る一連の投資が同じ企画や事業計画等であることをいい、同一プロジェクトの範囲は、協議のうえ、知事が決定する。
- (20) 被災企業 平成30年7月豪雨による災害（以下「豪雨災害」という。）により、県内事業場の生産等事業活動に係る施設又は設備が直接被害を受け、その事業場の所在地を管轄区域とする市町から罹災証明など被害を受けたことの証明を受けた事業者をいう。
- (21) 被災施設等復旧事業 被災企業が、広島県内で豪雨災害による被害を受けた別表第2に掲げる業種に属する事業の用に直接供する施設若しくは設備の復旧・整備すること、又は、当該事業場等において施設若しくは設備を新設や更新等する事業をいう。

（助成金の交付）

第3条 県は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、予算の範囲内で助成金の交付を行うものとする。

- (1) 既存の建物を取得して行う先端・成長産業集積事業にあつては次のイからホまでに掲げる要件を、それ以外の先端・成長産業集積事業にあつては次のイからハマまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定先端・成長産業集積事業」という。）を実施し、自ら当該先端工場等若しくは設備を使用する事業者又は指定先端・成長産業集積事業を実施するリース事業者等
- イ 新規雇用常用労働者が10人以上のものであつて、引き続きこの水準を維持することが確実であること。ただし、当該事業で別表第1に掲げる技術分野のうち、ひろしま産業新成長ビジョンに掲げる産業クラスターの形成に資する技術（医療・健康関連技術）の項の技術分野に関する指定先端・成長産業集積事業にあつては、事業着手前の常時雇用される労働者数の水準を維持することが確実であること。
- ロ 当該事業により設置する先端工場等又は新設等する設備が、次号から第7号まで、広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成要綱（昭和57年広島県告示第367号。以下「立地促進助成要綱」という。）第3条第1項若しくは同要綱附則第5項第1号から第4号まで又は広島県産業集積促進助成要綱（平成23年広島県告示第309号。以下「産業集積促進助成要綱」という。）第3条第1項の規定による助成の対象とされていないこと。
- ハ 同一敷地内で過去にこの号の指定を受けていないこと。

- ニ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。
 - ホ 設備投資額（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）の2分の1以上が、別表第1に掲げる技術分野に関する製品又はその部材の製造の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
- (2) 既存の建物を取得して行う先端・成長研究開発集積事業にあつては次のイからトまでに掲げる要件を、それ以外の先端・成長研究開発集積事業にあつては次のイからホまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定先端・成長研究開発集積事業」という。）を実施し、自ら当該先端施設等若しくは設備を使用する事業者又は指定先端・成長研究開発集積事業を実施するリース事業者等
- イ 当該事業により設置する先端施設等又は新設等する設備が、研究開発若しくは研究開発から量産に係る一連の投資であること。
 - ロ 設備投資額が100億円以上であること。
 - ハ 新規雇用常用労働者が100人以上のものであつて、引き続きこの水準を維持することが確実であること。
 - ニ 当該事業により設置する事業場又は新設等する設備が、前号、若しくは次号から第7号まで、立地促進助成要綱第3条第1項若しくは同要綱附則第5項第1号から第4号まで又は産業集積促進助成要綱第3条第1項の規定による助成の対象とされていないこと。
 - ホ 同一敷地内で過去にこの号の指定を受けていないこと。ただし、明らかに同一プロジェクトではない場合は、その限りではない。
 - へ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。
 - ト 設備投資額（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）の2分の1以上が、別表第1に掲げる技術分野に関する製品又はその部材の製造の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
- (3) 既存の建物を取得して行う大規模産業集積事業にあつては次のイからへまでに掲げる要件を、それ以外の大規模産業集積事業にあつては次のイからニまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定大規模産業集積事業」という。）を実施し、自ら当該事業場若しくは設備を使用する事業者又は指定大規模産業集積事業を実施するリース事業者等
- イ 中小企業者以外の事業者にあつては設備投資額が50億円以上、中小企業者にあつては設備投資額が10億円以上であること。
 - ロ 事業着手前の常時雇用される労働者数の水準を維持することが確実であること。
 - ハ 当該事業により設置する事業場又は新設等する設備が、第1号、前号若しくは次号から第7号まで、立地促進助成要綱第3条第1項若しくは同要綱附則第5項第1号から第4号まで又は産業集積促進助成要綱第3条第1項の規定による助成の対象とされていないこと。
 - ニ 同一敷地内で過去にこの号の指定を受けていないこと。

- ホ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。
 - へ 設備投資額（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）の2分の1以上が、別表第2に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
- (4) 既存の建物を取得して行う産業集積事業にあつては次のイからへまでに掲げる要件を、それ以外の産業集積事業にあつては次のイからニまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定産業集積事業」という。）を実施し、自ら当該事業場若しくは設備を使用する事業者又は指定産業集積事業を実施するリース事業者等
- イ 中小企業者以外の事業者にあつては設備投資額が50億円未満、中小企業者にあつては設備投資額が10億円未満であること。
 - ロ 新規雇用常用労働者が5人以上のものであつて、引き続きこの水準を維持することが確実であること。ただし、中山間地域内で行われるものにあつては、事業着手前の常時雇用される労働者数の水準を維持することが確実であること。
 - ハ 当該事業により設置する事業場又は新設等する設備が、前3号、次号から第7号、立地促進助成要綱第3条第1項若しくは同要綱附則第5項第1号から第4号まで又は産業集積促進助成要綱第3条第1項の規定による助成の対象とされていないこと。
 - ニ 同一敷地内で過去にこの号の指定を受けていないこと。
- ホ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。
 - へ 設備投資額（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）の2分の1以上が、別表第2に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
- (5) 企業人材転入事業にあつては次のイからトまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定企業人材転入事業」という。）を実施し、自ら当該事業場を使用する者
- イ 本社機能（研究開発部門を除く）を有する事業場に勤務する3人以上の常用労働者を広島県外から広島県内の当該事業場に異動させ、当該事業場の常用労働者が3人以上増加すること。
 - ロ 広島県外から広島県内の当該事業場に異動した常用労働者（以下「異動した常用労働者」という。）及びその家族（配偶者並びに1親等内の血族及び姻族に限る。以下「家族」という。）にあつては、住民票を広島県外から広島県内に異動してから1年以上経過していること。
 - ハ 当該事業により設置する事業場又は新設等する設備が、前4号、次号若しくは第7号、立地促進助成要綱第3条第1項若しくは同要綱附則第5項第1号から第4号まで又は産業集積促進助成要綱第3条第1項の規定による助成の対象とされていないこと。
 - ニ 過去にこの号の指定を受けていないこと。
- ホ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

- ヘ 設備投資額の2分の1以上が、別表第2に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
 - ト 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行っていないこと。
- (6) 研究開発機能拠点化事業にあつては次のイからトまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定研究開発機能拠点化事業」という。）を実施し、自ら当該事業場を使用する者
- イ 事業者が本社機能のうち研究開発部門を広島県内に新設した場合、又は事業者が出資し研究開発型の子会社を広島県内に新設した場合であること。
 - ロ 本社機能のうち研究開発部門を有する事業場に広島県外から広島県内へ異動した常用労働者、又は新規雇用常用労働者を合わせて3人以上のものであつて、当該事業場の常用労働者が3人以上増加すること。
 - ハ 異動した常用労働者及びその家族にあつては、住民票を広島県外から広島県内に異動してから1年以上経過していること。
 - ニ 当該事業により設置する事業場又は新設等する設備が、前5号、若しくは次号、立地促進助成要綱第3条第1項若しくは同要綱附則第5項第1号から第4号まで又は産業集積促進助成要綱第3条第1項の規定による助成の対象とされていないこと。
 - ホ 過去にこの号の指定を受けていないこと。
 - ヘ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。
 - ト 設備投資額の2分の1以上が、別表第2に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。
 - チ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行っていないこと。
- (7) 既存の建物を取得して行う被災施設等復旧事業にあつては次のイからリまでに掲げる要件を、それ以外の被災施設等復旧事業にあつては次のイからトまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定被災施設等復旧事業」という。）を実施し、自ら当該事業場若しくは設備を使用する事業者又は指定被災施設等復旧事業を実施するリース事業者等
- イ 施設・設備への投資額が、5億円以上であること。
 - ロ 被災した事業場において豪雨災害前に常時雇用されていた労働者数の水準を維持することが確実であること。
 - ハ 豪雨災害に関連した国の中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）（平成30年8月16日経済産業省制定。）等の対象にならない事業者であること。
 - ニ 豪雨災害で被災した事業場の所在地を管轄区域とする市町から、被災に係る流入土砂、及び災害廃棄物等の処分に要する費用（以下「処分費用」という。）の4分の1以上（市町が補助金等（補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金をいう。）

の上限額を設定し、当該補助金等の額が当該上限額となる場合は当該上限額)の補助金等が交付されていること。

ホ 当該事業により復旧・整備し、若しくは新設等する設備が、前6号までの規定による助成の対象とされていないこと。

へ 同一被災事業場で過去にこの号の指定を受けていないこと。

ト 事業場を移転する場合は、移転先が被災事業場の所在地を管轄区域とする市町内であること。この場合、被災した事業場と移転先の事業場を併せて1つの事業とすることも可能とする。

チ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

リ 既存の建物を取得して行う当該事業の場合、設備投資額(この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。)の2分の1以上が、別表第2に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。

(8) 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に県又は県土地開発公社と県営産業団地等に係る土地売買契約を締結し、当該土地において、製造、販売、試験研究、サービス業等の用に供する事業場であって、助成金を交付することが適当と知事が認めるものを設置する事業者

2 複数の事業者(リース事業者等を含む。)が共同して指定先端・成長産業集積事業、指定先端・成長研究開発集積事業、指定大規模産業集積事業、指定産業集積事業、指定企業人材転入事業、指定研究開発機能拠点化事業若しくは指定被災施設等復旧事業を実施し、又は前項第8号に規定する要件を備える事業場を設置する場合にあっては、親会社とその子会社(親会社にその株式の全てを所有されている子会社に限る。以下同じ。)と共同して当該事業の実施又は事業場の設置を行うときに限り、これらを一つの事業者とみなし、当該複数の事業者のうち当該設置する事業場等又は新設等する設備の運営主体となる者を同項各号に該当する者とするができる。

3 リース事業者等と事業場等の運営主体となる者が共同して指定先端・成長産業集積事業、指定先端・成長研究開発集積事業、指定大規模産業集積事業、指定産業集積事業、指定企業人材転入事業、指定研究開発機能拠点化事業若しくは指定被災施設等復旧事業を実施し、又は第1項第8号に規定する要件を備える事業場を設置する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、いずれの者も第1項各号に該当する者とするができる。

(指定の申請)

第4条 前条第1項第1号から第6号までの規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる申請書に同表の下欄に掲げる添付書類を添えて、設置し、又は建設しようとする事業場等に係る工事に着手する日(先端・成長産業集積事業、指定先端・成長研究開発集積事業、大規模産業集積事業、産業集積事業、指定企業人材転入事業又は指定研究開発機能拠点化事業(以下「指定事業」という。))において建物の建設を伴わない場合にあっては、当該事業に着手する日)の1月前までに知事に提出しなければならない。

対 象 者	申 請 書	添 付 書 類
前条第1項第1号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第1号)	(1) 新增設先端工場等建設計画書 (2) 機器等整備計画書 (3) 公害防止施設説明書 (4) 労働者の雇入れに関する計画書 (5) その他知事が必要と認める書類
前条第1項第2号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第1号の2)	(1) 新增設先端研究開発施設等建設計画書 (2) 機器等整備計画書 (3) 公害防止施設説明書 (4) 労働者の雇入れに関する計画書 (5) その他知事が必要と認める書類
前条第1項第3号又は第4号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第1号の3)	(1) 新增設事業場建設計画書 (2) 機器等整備計画書 (3) 公害防止施設説明書 (4) 労働者の雇入れに関する計画書 (5) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し(別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。) (6) その他知事が必要と認める書類
前条第1項第5号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第1号の4)	(1) 本社移転計画書 (2) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し(別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。) (3) その他知事が必要と認める書類
前条第1項第6号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第1号の5)	(1) 研究開発機能拠点化計画書 (2) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し(別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。) (3) その他知事が必要と認める書類

2 前条第1項第7号の規定による指定(以下「復旧指定」という。)を受けようとする者は、次の表に掲げるとおり申請書に添付書類を添えて、平成31年3月26日から平成32年3月31日までの間に知事に提出しなければならない。

対 象 者	申 請 書	添 付 書 類
前条第1項第7号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第1号の6)	(1) 被災施設等復旧計画書 (2) 機器等整備計画書 (3) 公害防止施設説明書 (4) 労働者に関する計画書 (5) 市町が発行する罹災証明等の写し (6) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し

(指定書の交付)

第5条 知事は、指定又は復旧指定をするときは、別記様式第2号による奨励指定書を交付するものとする。

(助成金の額)

第6条 第3条第1項の規定による助成金の額は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する者に係る助成金の額は、指定先端・成長産業集積事業の設備投資に伴う固定資産税評価額（土地の固定資産税評価額を除く。以下同じ。）に100分の10（奨励指定申請日の前日から過去5年間に広島県内に工場、支店、営業所等がない状態で広島県内に立地（以下「県内初立地」という。）の場合は100分の15）を乗じて得た額とし、同一敷地内の指定先端・成長産業集積事業について、35億円を限度とする。
- (2) 第3条第1項第2号に該当する者に係る助成金の額は、指定先端・成長研究開発集積事業の設備投資に伴う固定資産税評価額に100分の10（県内初立地の場合は100分の15）を乗じて得た額とし、同一敷地内の指定先端・成長研究開発集積事業について、50億円を限度とする。
- (3) 第3条第1項第3号に該当する者に係る助成金の額は、指定大規模産業集積事業の設備投資に伴う固定資産税評価額に100分の5（県内初立地の場合は100分の15）を乗じて得た額とし、同一敷地内の指定大規模産業集積事業について、10億円を限度とする。
- (4) 第3条第1項第4号に該当する者に係る助成金の額は、指定産業集積事業の設備投資に伴う固定資産税評価額に100分の5（県内初立地の場合は100分の15）を乗じて得た額とし、同一敷地内の指定産業集積事業について、2億円を限度とする。
- (5) 第3条第1項第5号に該当する者に係る助成金の額は、指定企業人材転入事業において、初期コストに100分の50を乗じて得た額に異動した常用労働者の数と家族の数を合計した数に100万円を乗じて得た額を加えた額とし、同一敷地内の指定企業人材転入事業について、1億円を限度とする。
- (6) 第3条第1項第6号に該当する者に係る助成金の額は、指定研究開発機能拠点化事業において、初期コストと人材確保経費を合計した額に100分の50を乗じて得た額に異動した常用労働者の数と家族の数及び新規雇用常用労働者を合計した数に100万円を乗じて得た額を加えた額とし、同一敷地内の指定研究開発機能拠点化事業について、1億円を限度とする。
- (7) 第3条第1項第7号に該当する者に係る助成金の額は、指定被災施設等復旧事業の設備投資に伴う固定資産税評価額（土地の固定資産税評価額を除く。）に100分の5を乗じて得た額に、次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる額（処分費用の助成対象額は、施設・設備への投資額を上限とする。）を加えた額とする。ただし、同一の指定被災施設等復旧事業について県が助成する額は10億円を限度とする。

- ア 処分費用に対する市町が交付する補助金等の割合（以下イ及びウにおいて「市町補助金等補助率」という。）が4分の1以上2分の1未満の場合 処分費用に2分の1を乗じて得た額
- イ 市町補助金等補助率が、2分の1以上の場合 処分費用に、1から当該市町補助金等補助率を減じた値を乗じて得た額
- ウ 前記ア又はイに関わらず、市町が補助金等の上限額を設定し、当該補助金等の額が当該上限額となる場合 当該上限額を市町補助金等補助率を基に算出される金額で除して得た額に前記ア又はイによって算出される助成金の額を乗じて得た額
- (8) 第3条第1項第8号に該当する者に係る助成金の額は、県又は県土地開発公社と締結した土地売買契約書に定めた売買金額（売買契約書に定められた納付期限内に完納した額とし、延納利息等他の経費は除く。）に別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。
- (9) 第3条第3項に該当する場合は、リース事業者等に交付する助成金と事業場等の運営主体となる者に交付する助成金の合計額について、第1号から第7号までに規定する限度額を適用するものとする。
- (10) 前各号の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てるものとする。
- (11) 第1号から第3号、若しくは第7号に規定する助成金の額が2億円を上回る場合には、別表第4の第1欄に掲げる区分に従い、同表の第2欄及び第3欄にそれぞれ掲げる初年度及び次年度以降の交付限度額を、同表の第4欄に掲げる交付年限により分配して交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 第3条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする者にあつては、設置し、建設し、若しくは復旧・整備した事業場等又は新設、更新等した設備による業務を開始した日から2年以内に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる交付申請書（設備投資等の実績に基づく申請書）に同表の下欄に掲げる添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第4条に定める申請書により工期を分けて事業場等を設置する計画が提出された指定事業にあつては、全工期の完了前に第3条第1項第1号から第4号までに規定する要件を満たした場合に限り、各工期において整備された事業場等の部分による業務の開始をもって、当該工期分についての交付申請書を提出できるものとする。

対 象 者	申 請 書	添 付 書 類
第3条第1項第1号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第3号)	(1) 事業概要説明書 (2) 新增設事業場建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成金対象資産一覧表 (6) その他知事が必要と認める書類

第3条第1項第2号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第3号の2)	(1) 事業概要説明書 (2) 新增設事業場建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成金対象資産一覧表 (6) その他知事が必要と認める書類
第3条第1項第3号又は第4号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第3号の3)	(1) 事業概要説明書 (2) 新增設事業場建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成金対象資産一覧表 (6) その他知事が必要と認める書類
第3条第1項第5号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第3号の4)	(1) 本社移転実績書 (2) その他知事が必要と認める書類
第3条第1項第6号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第3号の5)	(1) 研究開発機能拠点化実績書 (2) その他知事が必要と認める書類
第3条第1項第7号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第3号の6)	(1) 事業概要説明書 (2) 被災施設復旧事業場等建屋一覧表 (3) 雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成金対象資産一覧表 (6) その他知事が必要と認める書類
第3条第1項第8号に該当する者	助成金交付申請書 (別記様式第3号の7)	(1) 事業概要説明書 (2) 新增設事業場建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成対象経費の概要 (6) その他知事が必要と認める書類

- 2 第3条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする者のうち第3条第1項第1号から第7号までに該当する者（以下「奨励指定者」という。）については、当該助成金は奨励指定者が行う指定事業又は指定被災施設等復旧事業（以下「指定事業等」という。）の設備投資額のうち支払いを完了した額を対象とする。ただし、設備投資額のうち未払いの額（以下「未払い額」という。）が所有権移転ファイナンス・リース取引又は所有権移転ファイナンス・リース取引に準じると知事が認める取引に係る費用の額であって弁済期が到来していないものについては、この限りでない。
- 3 県営産業団地等に係る延納特約付土地売買契約を締結した事業者であって、設置した事業場による業務の開始時において当該土地売買契約に係る売買代金を完納していないもの又は事業用定期借地権設定契約に係る県営産業団地等において業務を開始した後に当該県営産業団地等に係る土地売買契約を締結した事業者が、第3条第1項第8号の規定による助成金の交付を受けようとする場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該売買代金を完納した日から1年（ただし、県又は県土地開発公社と土地売買代金が20億円以上の土地売買契約を締結し、当該契約書に定める支払方法により土地売買代金を支払い、かつ、当該契約書に定める期日までに当該事業場による業務を開始することが確実と認められる

場合にあつては、当該契約書に定める各支払期日から1年)以内に、別記様式第3号の7による交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 4 別記様式第3号の7の交付申請書を提出する者が、第3条第1項第1号から第7号までの規定又は立地促進助成要綱第3条第1項若しくは同要綱附則第5項第1号から第4号までの規定による助成金の交付を申請している場合にあつては、第1項の表の下欄に掲げる添付書類のうち同一の内容と認められるものについては、これを省略することができる。

(助成金の交付決定等及び通知)

第8条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査して助成金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件並びに確定額を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定等)

第9条 知事は、第8条の規定による奨励指定者が提出した交付申請書の審査において、助成金の対象となる費用に未払い額が含まれている場合は、その弁済が確実に見込まれるときに限り、助成金の交付の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を行う場合には、奨励指定者が同項に規定する未払い額の全額を弁済したことを確認した後に助成金(未払い額のある建物又は設備等に対するものに限る。)を交付する旨の条件を付すものとする。

- 3 第1項の規定により交付の決定を受けた奨励指定者は、未払い額の全額を弁済したときは、別記様式第4号による債務弁済完了報告書に弁済完了を証する資料を添えて、弁済を完了した日から1月以内に知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を確認し、弁済を完了した建物又は設備等に対する助成金を交付するものとする。この場合において、当該助成金の交付額が2億円を上回る場合は、第6条第11号の規定を適用する。

(協力工場の育成等)

第10条 県は、指定事業等を実施する事業者の事業活動の円滑な運営に資するため、協力工場(事業場等に原材料、部品、資材等を供給する工場をいう。)の育成及びあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(労働者の確保)

第11条 県は、指定事業等に係る事業場等の所在地を管轄区域とする地元市町及びその周辺の市町の協力を得て、奨励指定者が雇用する労働者の確保に努めるものとする。

(産業関連施設の整備)

第12条 県は、地元市町の協力を得て、奨励指定者の事業活動の円滑な運営に資するため、労働者の住宅、道路、用水施設、港湾等産業関連施設の整備に努めるものとする。

(指定事業等の承継)

第13条 指定事業等を実施する事業者について合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、当該事業者の地位を承継する者が、当該指定事業等を承継できるものとする。

る。

2 指定事業等について複数の事業者が共同して実施することとなった場合は、親会社がその子会社と共同して当該指定事業等を実施する場合に限り、当該複数の事業者のうち当該指定事業等の実施主体となる者を前項に規定する事業者の地位を承継する者とみなし、同項の規定を適用するものとする。

3 第1項（前項の規定により適用される場合を含む。）の規定により指定事業等を承継する者は、別記様式第5号による指定事業承継届に承継を証する書類を添えて、当該指定事業等を承継した日（前項の規定により第1項の規定を適用する場合においては、複数の事業者が共同して当該指定事業等を実施することとなった日）から1月以内に知事に提出しなければならない。

（指示事項の遵守）

第14条 第3条第1項のいずれかに該当する者（以下「助成対象者」という。）は、知事が事業報告を求めるなど必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

（指定等の取消し）

第15条 知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定、復旧指定又は助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由によることなく指定後、復旧指定後又は県営産業団地等に係る土地売買契約の締結後3年以内に、指定、復旧指定若しくは助成金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由によることなく指定、復旧指定又は助成金の交付に係る事業場等において助成金の交付決定日から3年以内（指定先端・成長産業集積事業、指定先端・成長研究開発集積事業の場合は1年以内）に当該業務を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 正当な理由によることなく助成金の交付に係る土地を処分したとき。
- (4) 第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (5) この要綱に違反する行為があったとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により指定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

（助成金等の返還）

第16条 知事は、前条の規定により指定、復旧指定又は助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第17条 助成対象者は、第15条の規定に基づく取消しにより助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日（助成金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次遡りそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に

納付しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他制度との調整）

第18条 助成対象者に対する国、県又は地元市町が行う制度に基づく措置とこの要綱に基づく措置とが重複して適用される場合のこの要綱の適用については、知事が別に定める。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成28年4月1日制定）

（施行期日等）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に新設、増設又は更新に係る工事に着手する事業（先端・成長産業集積事業において建物の建設を伴わない場合にあつては、同日以後に着手する当該事業）から適用する。

（指定申請期限の特例）

2 この要綱の施行の日以後1月以内に事業場等の新設、増設又は更新に係る工事に着手する者に対する第4条の申請期限については、同条の規定にかかわらず、当該工事に着手する日（先端・成長産業集積事業において建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事業に着手する日）までとする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに県若しくは県土地開発公社と県営産業団地等に係る土地売買契約を締結する事業者及び第4条の規定による申請書を知事に提出している事業者に係るこの要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年4月1日一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に新設、増設又は更新に係る工事に着手する事業（先端・成長産業集積事業等において建物の建設を伴わない場合にあつては、同日以後に着手する当該事業）から適用する。

（指定申請期限の特例）

2 この要綱の施行の日以後1月以内に事業場等の新設、増設又は更新に係る工事に着手する者に対する第4条の申請期限については、同条の規定にかかわらず、当該工事に着手する日（先端・成長産業集積事業等において建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事

業に着手する日) までとする。

附 則 (平成31年 3月26日一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年 3月26日から施行し、同日以後に新設、増設又は更新に係る工事に着手する事業 (先端・成長産業集積事業等において建物の建設を伴わない場合にあつては、同日以後に着手する当該事業) から適用する。

(被災施設等復旧事業の特例)

- 2 被災施設等復旧事業については、豪雨災害による被災日から第4条の申請日までの間に要した費用についても、適正と認められる場合には、助成金の対象とすることができる。

別表第1（第2条関係）

区 分	技 術 分 野
エネルギー供給技術	太陽光発電，風力発電，高効率天然ガス火力発電，高効率石炭火力発電，高速増殖炉サイクル，次世代軽水炉，中小型炉，超電導送電，水素製造，バイオマス利活用（ガソリン代替系・軽油代替系）
エネルギー需要技術（運輸）	高効率自動車（ハイブリッド・電気自動車，燃料電池自動車等），高効率鉄道車両，低燃費航空機（低騒音），高効率船舶
エネルギー需要技術（その他）	省エネ家電・情報機器（グリーンIT），高効率照明，高効率ヒートポンプ，燃料電池，省エネ住宅（断熱材・断熱ガラス），水素還元製鉄，革新的製造プロセス，パワーエレクトロニクス
社会システム技術	高度道路交通システム（ITS），テレワーク，エネルギーの面的利用（HEMS／BEMS／地域レベルEMS），高性能電力貯蔵，水素貯蔵・輸送
温室効果ガス削減技術	二酸化炭素回収・貯留（CCS），その他（メタン等）温室効果ガス削減技術，超長期住宅（住宅の長寿命化による廃棄物等の削減），地球観測・気候変動予測
ひろしま産業新成長ビジョンに掲げる産業クラスターの形成に資する技術（医療・健康関連技術）	医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品，第2条第2項に規定する医薬部外品，第2条第4項に規定する医療機器及び同条第9項に規定する再生医療等製品（ただし，専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。），福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具その他 医療・健康関連機器
ひろしま産業新成長ビジョンに掲げる産業クラスターの形成に資する技術（環境浄化技術）	大気，水域若しくは土壌の浄化機器，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物又は放射性物質及びこれによって汚染されたものの処理機器その他環境浄化関連機器
その他知事が特に認めるもの	

- 注 1 「パワーエレクトロニクス」とは，発電，送配電，蓄電，電気機器等で使われる半導体等を活用したインバータ等の技術をいう。
- 2 「EMS」とは，Energy Management Systemの略であり，「HEMS（Home Energy Management System）」とは家庭における，「BEMS（Building Energy Management System）」とはビル等の建物におけるエネルギーを管理し，エネルギー利用の最適化を図る技術をいい，「地域レベルEMS」とは，より広域的なエネルギー管理システムをいう。
- 3 「ひろしま産業新成長ビジョン」とは，広島県が平成23年7月に，おおむね10年先を見据えて，広島県産業の進むべき方向性や道筋を示す基本指針として策定したビジョンをいう。

別表第2（第2条関係）

- 1 統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき，産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類に規定する次の業種

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
44	道路貨物運送業
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業

- 2 その他知事が特に認める業種

別表第3 (第6条関係)

企 業 用 地	助 成 率
久井工業団地, 大和工業団地, 千代田工業・流通団地	100分の60
大朝工業団地, テクノタウン東広島, 広島臨空産業団地, 三次工業団地, 安浦産業団地	100分の40
大竹港造成地(晴海地区), 尾道糸崎港(松浜地区), 佐伯工業団地, 竹原工業・流通団地	100分の25
新市工業団地, 三原西部工業団地(惣定地区)	100分の20
高屋東工業団地, 広島港造成地(五日市地区, 出島地区, 廿日市地区)	100分の10

別表第4 (第6条関係)

助 成 金 の 額	単年度限度額 (初年度)	単年度限度額 (次年度以降)	交 付 年 限
2億円を超え4億円以下	2億円	2億円	2か年度
4億円を超え6億円以下	2億円	2億円	3か年度
6億円を超え7億円以下	3億円	2億円	3か年度
7億円を超え9億円以下	3億円	3億円	3か年度
9億円を超え12億円以下	3億円	3億円	4か年度
12億円を超え15億円以下	3億円	3億円	5か年度
15億円を超え16億円以下	4億円	3億円	5か年度
16億円を超え20億円以下	4億円	4億円	5か年度
20億円を超え21億円以下	5億円	4億円	5か年度
21億円を超え25億円以下	5億円	5億円	5か年度
25億円を超え26億円以下	6億円	5億円	5か年度
26億円を超え30億円以下	6億円	6億円	5か年度
30億円を超え31億円以下	7億円	6億円	5か年度
31億円を超え35億円以下	7億円	7億円	5か年度
35億円を超え36億円以下	8億円	7億円	5か年度
36億円を超え40億円以下	8億円	8億円	5か年度
40億円を超え41億円以下	9億円	8億円	5か年度
41億円を超え45億円以下	9億円	9億円	5か年度
45億円を超え46億円以下	10億円	9億円	5か年度
46億円を超え50億円以下	10億円	10億円	5か年度

(別記)
様式第1号 (第4条関係)

奨励指定申請書

年 月 日

広島県知事様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

印

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第1号の規定による先端・成長産業集積事業の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

新 増 設 先 端 工 場 等 の 名 称		新 増 設 先 端 工 場 等 の 所 在 地	
新 設 又 は 増 設 の 別		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 先 端 工 場 等 の 工 期	年 月 日～ 年 月 日	新増設先端 工場等建築 延べ床面積	m ²
新増設先端 工場等操業 開始予定日	年 月 日	新規雇用常 用労働者数	
新 増 設 に 要 する 費 用		助成金対象 施設の設置 に 要 する 費 用	
助 成 金 対 象 施 設 の 名 称			

- 添付書類 (1) 新増設先端工場等建設計画書
(2) 機器等整備計画書
(3) 公害防止施設説明書
(4) 労働者の雇入れに関する計画書
(5) 法人にあっては、定款
(6) 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
(7) 印鑑証明書
(8) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
(9) 共同事業者に関する説明書(第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)
(10) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書(第3条第3項の規定を適用する場合に限る。)

様式第1号の2 (第4条関係)

奨励指定申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第2号の規定による先端・成長研究開発集積事業の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

新 増 設 先 端 工 場 等 の 名 称		新 増 設 先 端 工 場 等 の 所 在 地	
新 設 又 は 増 設 の 別		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 先 端 工 場 等 の 工 期	年 月 日～ 年 月 日	新増設先端 工場等建築 延べ床面積	m ²
新増設先端 工場等操業 開始予定日	年 月 日	新規雇用常 用労働者数	
新 増 設 に 要 する 費 用		助成金対象 施設の設置 に 要 する 費 用	
助 成 金 対 象 施 設 の 名 称			

- 添付書類 (1) 新増設先端工場等建設計画書
(2) 機器等整備計画書
(3) 公害防止施設説明書
(4) 労働者の雇入れに関する計画書
(5) 法人にあつては、定款
(6) 法人にあつては、登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
(7) 印鑑証明書
(8) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
(9) 共同事業者に関する説明書(第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)
(10) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書(第3条第3項の規定を適用する場合に限る。)

様式第1号の3 (第4条関係)

奨励指定申請書

年 月 日

広島県知事様

住所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

㊦

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第3号の大規模産業集積事業の規定又は第4号の産業集積事業の規定による指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けたい事業 ^{注1}	1 大規模産業集積事業 2 産業集積事業	事業者区分 ^{注2}	1 中小企業者 2 中小企業者以外の事業者
新增設事業場の名称		新增設事業場の所在地	
新設又は増設の別		主たる製品(業種)	()
新增設事業場の工期	年 月 日～ 年 月 日	新增設事業場建築延べ床面積	m ²
新增設事業場操業開始予定日	年 月 日	新規雇用常用労働者数	
新增設に要する費用		助成金対象施設の設置に要する費用	
助成金対象施設の名称			

注1 該当する項目の番号に○印を付けてください。

注2 該当する項目の番号に○印を付けてください。なお、リース事業者の場合は、賃貸する事業者の区分により記入してください。

- 添付書類 (1) 新增設事業場建設計画書
 (2) 機器等整備計画書
 (3) 公害防止施設説明書
 (4) 労働者の雇入れに関する計画書
 (5) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し(別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。)
 (6) 法人にあっては、定款及び会社の概要等
 (7) 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
 (8) 印鑑証明書
 (9) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
 (10) 共同事業者に関する説明書(第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)
 (11) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書(第3条第3項の規定を適用する場合に限る。)

様式第1号の4 (第4条関係)

奨励指定申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

印

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第5号の規定による企業人材転入事業の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

新 増 設 事 業 場 の 名 称		新 増 設 事 業 場 の 所 在 地	
新 設 又 は 増 設 の 別		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 事 業 場 へ の 移 転 時 期	年 月 日～ 年 月 日	新 増 設 事 業 場 業 務 開 始 予 定 日	年 月 日
移 転 する 本 社 機 能 の 種 類 ^注		異 動 する 雇 用 常 用 労 働 者 数	
新 増 設 に 要 する 費 用		助 成 金 対 象 施 設 の 設 置 に 要 する 費 用	
助 成 金 対 象 施 設 の 名 称			

注 移転する本社機能の種類は、事務所（調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門）、研修所です。

- 添付書類
- (1) 本社移転計画書
 - (2) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し（別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。）
 - (3) 法人にあっては、定款及び会社の概要等
 - (4) 法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
 - (7) 共同事業者に関する説明書（第3条第2項の規定を適用する場合に限る。）
 - (8) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書（第3条第3項の規定を適用する場合に限る。）

様式第1号の5 (第4条関係)

奨励指定申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

印

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第6号の規定による研究開発機能拠点化事業の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

新 増 設 事 業 場 の 名 称		新 増 設 事 業 場 の 所 在 地	
新 設 又 は 増 設 の 別		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 事 業 場 へ の 移 転 時 期	年 月 日～ 年 月 日	新 増 設 事 業 場 業 務 開 始 予 定 日	年 月 日
移 転 する 本 社 機 能 の 種 類 ^注		異 動 する 雇 用 常 用 労 働 者 数	
新 増 設 に 要 する 費 用		助 成 金 対 象 施 設 の 設 置 に 要 する 費 用	
助 成 金 対 象 施 設 の 名 称			

- 添付書類 (1) 研究開発拠点化計画書
(2) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し (別表第2に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。)
(3) 法人にあっては、定款及び会社の概要等
(4) 法人にあっては、登記事項証明書 (履歴事項証明書に限る。)
(5) 印鑑証明書
(6) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
(7) 共同事業者に関する説明書 (第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)
(8) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書 (第3条第3項の規定を適用する場合に限る。)

様式第1号の6 (第4条関係)

奨励指定申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

印

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第7号の規定による被災施設等復旧事業の指定を受けた
いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

被災施設 等の名称		被災施設等 の所在地	
施設等の 復旧,新設, 更新の別		主たる製品 (業種)	()
被災施設 等の復旧 等の工期	年 月 日～ 年 月 日	復旧等予定 施設等建築 延べ床面積	m ²
操業開始 (復旧等完了) 予定日	年 月 日	被災前 雇用常用 労働者数	
設備投資 に要する 費用			
流入土砂 等の処分 に要する 費用			

- 添付書類 (1) 被災施設等復旧計画書
(2) 機器等整備計画書
(3) 公害防止施設説明書
(4) 労働者に関する計画書 (雇用常用労働者一覧表)
(5) 市町が発行する罹災証明等の写し
(6) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し
(7) 法人にあっては、定款及び会社の概要等
(8) 法人にあっては、登記事項証明書 (履歴事項証明書に限る。)
(9) 印鑑証明書
(10) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
(11) 共同事業者に関する説明書 (第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)
(12) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書 (第3条第3項の
規定を適用する場合に限る。)

奨 励 指 定 書

第 号

（住 所）

〔氏名又は名称
及び代表者名〕

年 月 日付けで申請の奨励指定については、広島県内投資促進助成要綱第5条の規定により次のとおり指定します。

年 月 日

広島県知事



- 1 指定 事業の対象となる事業場等の所在地及び名称
- (1) 所在地
- (2) 名 称
- 2 実施する措置
- 3 奨励指定の条件

様式第3号 (第7条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第1号の規定による指定先端・成長産業集積事業の助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

奨励指定 年月日 (変更承認 年月日)	()	新 増 設 先端工場等 の 名 称	
新 増 設 先端工場等 の 所 在 地		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 先端工場等 の 工 期	年 月 日～ 年 月 日	新增設先端 工場等建築 延べ床面積	m ²
新增設先端 工場等の 操業開始日	年 月 日	新規雇用常 用労働者数	
新 増 設 に 要 する 設備投資額		新 増 設 に 要 する 固定資産税 評 価 額	

- 添付書類 (1) 事業概要説明書
(2) 新增設事業場建屋一覧表
(3) 新規雇用常用労働者一覧表
(4) 公害防止対策の概要
(5) 助成金対象資産一覧表

様式第3号の2（第7条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第2号の規定による指定先端・成長研究開発集積事業の助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

奨励指定 年月日 (変更承認 年月日)	()	新 増 設 先端工場等 の 名 称	
新 増 設 先端工場等 の 所 在 地		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 先端工場等 の 工 期	年 月 日～ 年 月 日	新增設先端 工場等建築 延べ床面積	m ²
新增設先端 工場等の 操業開始日	年 月 日	新規雇用常 用労働者数	
新 増 設 に 要 する 設備投資額		新 増 設 に 要 する 固定資産税 評 価 額	

- 添付書類 (1) 事業概要説明書
(2) 新增設事業場建屋一覧表
(3) 新規雇用常用労働者一覧表
(4) 公害防止対策の概要
(5) 助成金対象資産一覧表

様式第3号の3 (第7条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊦

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第3号の規定による指定大規模産業集積事業の助成金の交付又は第4号の規定による指定産業集積事業の助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

交付を受けたい事業 ^{注1}	1 大規模産業集積事業 2 産業集積事業	事業者区分 ^{注2}	1 中小企業者 2 中小企業者以外の事業者
奨励指定年月日 (変更承認年月日)	()	新增設事業場の名称	
新增設事業場の所在地		主たる製品(業種)	()
新增設事業場の工期	年 月 日～ 年 月 日	新增設事業場の建築延べ床面積	m ²
新增設事業場の操業開始日	年 月 日	新規雇用常用労働者数	
新增設に要する設備投資額		新增設に要する固定資産税評価額	

注1 該当する項目の番号に○印を付けてください。

注2 該当する項目の番号に○印を付けてください。なお、リース事業者の場合は、賃貸する事業者の区分により記入してください。

- 添付書類 (1) 事業概要説明書
(2) 新增設事業場建屋一覧表
(3) 新規雇用常用労働者一覧表
(4) 公害防止対策の概要
(5) 助成金対象資産一覧表

様式第3号の4 (第7条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第5号の規定による指定企業人材転入事業の助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

新 増 設 事 業 場 の 名 称		新 増 設 事 業 場 の 所 在 地	
新 設 又 は 増 設 の 別		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 事 業 場 へ の 移 転 時 期	年 月 日～ 年 月 日	新 増 設 事 業 場 業 務 開 始 日	年 月 日
移 転 し た 本 社 機 能 の 種 類 <small>注</small>		異 動 し た 雇 用 常 用 労 働 者 数	
新 増 設 に 要 し た 費 用		新 増 設 に 要 し た 費 用 の うち 助 成 金 対 象 費 用	
助 成 金 対 象 施 設 の 名 称			

注 移転した本社機能の種類は、事務所（調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門）、研修所です。

添付書類 (1) 本社移転実績書

様式第3号の5 (第7条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第6号の規定による指定研究開発機能拠点化事業の助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

新 増 設 事 業 場 の 名 称		新 増 設 事 業 場 の 所 在 地	
新 設 又 は 増 設 の 別		主たる製品 (業 種)	()
新 増 設 事 業 場 へ の 移 転 時 期	年 月 日～ 年 月 日	新 増 設 事 業 場 業 務 開 始 日	年 月 日
移 転 し た 本 社 機 能 の 種 類 ^注		異 動 し た 雇 用 常 用 労 働 者 数	
新 増 設 に 要 し た 費 用		新 増 設 に 要 し た 費 用 の うち 助 成 金 対 象 費 用	
助 成 金 対 象 施 設 の 名 称			

添付書類 (1) 研究開発機能拠点化実績書

様式第3号の6 (第7条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊦

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第7号の規定による指定被災施設等復旧事業の助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

奨励指定 年月日 (変更承認 年月日)	()	被災施設等 の名称	
被災施設等 の所在地		主たる製品 (業種)	()
被災施設 等の復旧 等の工期	年 月 日～ 年 月 日	復旧 施設等建築 延べ床面積	m ²
操業開始 (復旧等完 了)日	年 月 日	復旧時 雇用常用 労働者数	
設備投資 に要した 費用		左記に対する 固定資産税 評価額	
流入土砂 等の処分 に要した 費用			

- 添付書類 (1) 被災施設等復旧事業概要説明書
(2) 被災施設等復旧事業場建屋一覧表
(3) 雇用常用労働者一覧表
(4) 公害防止対策の概要
(5) 助成金対象資産一覧表

様式第3号の7 (第7条関係)

助成金交付申請書

年 月 日

広島県知事様

住所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

広島県内投資促進助成要綱第3条第1項第8号の規定による土地取得費の助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

事業場の名称		事業場の所在地	
業務の内容			
事業場の工期	年 月 日～ 年 月 日	事業場の建築延べ床面積	m ²
事業場の業務開始日	年 月 日	新規雇用常用労働者数	
事業場の設置に要した費用	土地の取得に要した費用		その他の経費

- 添付書類 (1) 事業概要説明書
(2) 新增設事業場建屋一覧表
(3) 新規雇用常用労働者一覧表
(4) 公害防止対策の概要
(5) 助成対象経費の概要

様式第4号（第9条関係）

債 務 弁 済 完 了 報 告 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた助成金に係る設備投資額の未払い額について全額を弁済したので、広島県内投資促進助成要綱第9条第3項の規定により報告します。

注 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第5号（第13条関係）

指 定 事 業 承 継 届

年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号による指定事業を別記のとおり承継したので、広島県内投資促進助成要綱第13条第3項の規定により届け出ます。なお、承継後も引き続き指定を受けたいので、同要綱及び当該奨励指定書に記載の各事項を遵守することを誓約します。

- 1 承継した事業場の所在地及び名称
- 2 承継の年月日
- 3 承継後の操業（研究・業務）開始の年月日
- 4 承継の事由
- 5 承継後の変更事項

注 承継の事実を証する書類を添付すること。